

2023年5月22日

参議院決算委員会 準総括質疑 会議録抄

○鬼木誠 立憲民主・社民の鬼木誠でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、大きく二点について御質問させていただきたいと思っております。

まずは、経産大臣に、先日の決算委員会でも取り上げさせていただきました人権デューデリジェンス、人権DDの取組につきましてお尋ねをしたいというふうに思います。

先日の委員会では、人権DDについての所見をお伺いをし、大臣からは、企業には人権を尊重する責任があり、サプライチェーンも含めた人権尊重の取組をしっかりと行うことで、企業の経営リスクの低減及び企業価値向上を通じて、我が国企業の国際競争力強化にもつながるという御回答をいただきました。さらに、政府として、ガイドラインの作成と企業実務者のための参照資料の作成、公表を行ったということについての御報告もいただいたところでございます。

政府として、人権課題の重要性について十分に留意をいただいた上で取組が今後も行われるものというふうに期待をしたいというふうに思いますが、前回回答いただきましたガイドラインについて少しお尋ねをしたいというふうに思います。

昨年の九月、責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドラインというものを策定をしていただきました。ただ、このガイドラインについては、自動車、電機、機械、金属などの産業が集まった労働団体、金属労協という労働団体でございます。この金属労協の皆さんが、問題点、課題について指摘をなさっています。例えば、ガイドラインに記載がある、企業が、製品やサービスを発注するに当たり、その契約上の立場を利用して取引先に対し一方的に過大な負担を負わせる形で人権尊重の取組を要求した場合、下請法や独禁法に抵触する可能性がある、こういう記載があるわけですが、このような記載に対しては、国際的に認められた人権を確保する取組は過大な負担ではない、企業が市場経済に参加するための最低限の条件である、下請法や独禁法の抵触について過度に強調することは、人権尊重の取組を取引先に求めない口実に用いられる危険性がある、国際スタンダードに則した人権DDの取組にブレーキを掛ける危険性があるのではないか、このような指摘がなされている。

また、国際指導原則では、人権を尊重する責任は、人権を保護する国内法及び規則の遵守を超えるもので、それらの上位にあるというふうにされている、ガイドラインにおいても、国際的に認められた人権は、国内法よりも優先されること

について記載すべきではないかと、このようなことについても金属労協の皆さんは御指摘をいただいた。私は、これらの御指摘については正鵠を射た指摘だというふうに思っています。

政府のガイドラインについて、国際スタンダードとやっぱり相入れない、あるいは劣っている点があるのではないかと、さらには、人権DDの取組そのものにブレーキを掛ける危険性もあるのではないかと。このような指摘に対しまして、日本企業の人権に対する取組は不十分というような評価を他国の企業から受けないためにも、もっともっと人権DDの取組を進める必要がある、あるいはガイドラインについても、指摘を踏まえてというよりも、より一層ブラッシュアップをしていく必要があるのではないかと考えておりますが、この点につきましての御見解、さらには、ガイドラインのブラッシュアップ、見直しということについてお考えがあればお聞かせをいただきたいと思っております。

○**柏原恭子 経済産業省通商政策局通商機構部長** お答え申し上げます。

昨年策定いたしましたいわゆる人権デューデリジェンスのガイドラインは、具体的な取組方法が分からないという企業の声に応えるとともに、国際連合、ビジネスと人権に関する指導原則等の国際的なスタンダードにのっとったものとなるよう、経済産業省に設置した検討会におきまして、国連ビジネスと人権作業部会の委員や経済協力開発機構、OECDとの意見交換も行いつつ、政府として策定したものであり、国際機関等からも評価されているものでございます。ガイドラインの対象も国際的なスタンダードに沿って、中小企業を含む日本で事業活動を行う全ての企業としております。

その上で、企業がその契約上の立場を利用して取引先に対し一方的に過大な負担を負わせる形で人権尊重の取組を要求した場合、下請法や独占禁止法に抵触する可能性があるということを指摘しているものでございます。また、国連指導原則が求める内容に沿って、ある国の法令やその執行によって国際的に認められた人権が適切に保護されていない場合においては、国際的に認められた人権を可能な限り最大限尊重する方法を追求する必要があるとガイドラインには記述しております。

このように、ガイドラインは国際スタンダードにのっとり策定したものでございます。また、国際スタンダードの今後の発展等に応じて本ガイドラインの見直しも行ってまいりたいと存じます。

○**鬼木誠** ありがとうございます。

国際スタンダードにはのっとっているんだというような御回答でございますけれども、先ほど御指摘をさせていただいたように、一方で、国際スタンダードという観点から疑義の声が上がっているところでもございまして、その点については、改めて指摘をしておきたいというふうに思いますし、お答えいただきま

したように、更なる見直しでございますとかブラッシュアップをしていくことが、いわゆるそういう作業を政府が行っていくことが人権課題に対するそれぞれの企業の皆さんの受け止めの重さにもつながっていくものというふうに私としては考えているところでございますので、改めましてそのことについても御指摘をしておきたいというふうに思っています。

やっぱり、人権DDに限らず、人権課題に対する政府の受け止めあるいは構えというものについて諸外国の皆さんからのいろいろな御意見があるというところもございまして、そういう意味では十分さという点についてまだまだ課題が残っているのではないかなというふうに私は捉えています。ある意味、世界各国は人権侵害を排除をするという固い決意で動いている。そのような中、この間、日本政府の、日本国政府の人権意識に対する取組あるいは人権擁護の取組の遅れ等について様々な場面で指摘がなされてきている。人権DDについても、より強い政府の意思と姿勢が求められているというふうに私としては捉えています。

その上で、今国会において、立憲民主、日本共産党、れいわ新選組、社会民主党、沖縄の風の四党四会派で参院に法案を提出させていただきました。難民等保護法あるいは入管法改正案、そして昨年六月に立憲民主党が法案提出をしたLGBT差別解消法について、世界から遅れているという指摘がなされている人権擁護に関する政府の姿勢というものがその議論の中で改めて問われることになるのではないかなというふうに思っています。

そこで、LGBTの関係についてお尋ねをしたいというふうに思っています。

これまで繰り返し指摘がされてきた、あるいは今日の冒頭の話の中でもお話ございましたけれども、G7の中では日本以外が何らかの形で性的指向、性自認に基づく差別を禁止する法令、あるいは同性婚又はパートナーシップ制を制定をしている。我が国に対しても国連の人権規約委員会から性的指向や性自認等による差別禁止の法整備が求められている。G7各国からも日本に対して様々な意見が寄せられているところでございます。さらには、経済界から、国内の経済界からも法整備の遅れでございましてとか与党取りまとめ法案の不十分さというような指摘もなされているものと承知をしております。

先ほど来お話をしておりますように、貿易における人権DDの取組の重要性という点を鑑みても、同性婚を含めましてLGBTに関する法制化というのは必須の課題であり、広島サミットというのは本来なら我が国の人権課題に対する姿勢の変化というものを示すまさに好機であったというふうに思っているところでございますが、残念ながらサミット前の法改正というふうには至りませんでした。

経産省から岸田総理の大臣秘書官に就任をされていた荒井さんがLGBTQに対する差別的な発言により更迭をされた際に、西村大臣は閣議後の記者会見

で、言語道断の発言だというような発信、それから、経産省としてもまさに包摂的な社会の実現に向けて取り組んでいきたいというようなことを述べていらっしゃいました。関連した質問に対しましても、もう全ての人がお互いの人権あるいは尊厳を大切にしながら生き生きとした人生を享受できる、そうした環境、共生社会を実現していくことが重要だと、それが政治あるいは行政の役割だというふうに認識をしている、このようにも大臣から御答弁といたしますか発信があったところでございます。まさに、私もそのとおりだというふうに思っています。

冒頭御紹介したように、人権ＤＤの取組につきましても、人権尊重の取組が我が国企業の国際競争力強化につながる、資するというような御回答をいただいた西村大臣でございます。海外との貿易をつかさどる経産省として、国際的に共通の認識である多様性と人権を尊重することは重要である、このことは十分に共有できるものというふうに思っています。

改めまして、人権課題について、あるいはＬＢＧＴ課題について大臣としていかがお考えか、また、同性婚の法制化等についてもお考えがあれば是非お聞かせをいただきたいというふうに思います。

○西村康稔 経済産業大臣 御指摘のように、性的指向、性自認を理由とする不当な差別、偏見はあってはならないものというふうに思います。政府として、多様性が尊重され、全ての人々が、方々がお互いの人権や尊厳を大切に生きて生きとした人生享受できる共生社会の実現に向けて、引き続き、様々な国民の声を受け止めながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

こうした考えの下、経産省では、例えば、誰もが使える多目的トイレの設置を進めております。現在、本館で十八か所設置済みでありまして、夏までに本館、別館共に全てのフロアにセットを完了する予定にしておりますし、また、全省職員を対象としてＬＧＢＴＱに関する内容を含んだeラーニング研修を実施するなど、理解を深める取組を進めているところであります。

こうした取組を通じまして、省内外にかかわらず、我が国の多様性を尊重し、包摂的な社会の実現に向けて引き続き努力していく考えであります。

そして、サプライチェーンにおける人権尊重のお話もございました。各国が取り組むべき共通の課題だと認識をしております。

まずは、昨年策定をしたガイドラインに、先ほど御議論ありましたけれども、策定いたしましたガイドライン等の普及を通じて、企業による人権尊重の取組を促していきたいというふうに考えております。また、企業が各国の制度の運用を正しく理解し、予見可能性を持って人権尊重に取り組めるよう、各国との情報共有など、国際協調も進めていきたいと考えております。

こうした観点から、日米間では、今年一月に訪米した際に、サプライチェーンにおける人権及び国際労働基準の促進に関する日米タスクフォースに係る協力

覚書を署名をいたしました。また、私が議長を務めましたG7貿易大臣会合、これは四月にオンラインで開催をしたんですが、その共同声明におきまして、専門家のネットワークを通じた規制や政策に係る情報交換の加速で一致をしたところであります。

サプライチェーンにおける人権尊重の取組を促進させるため、関係省庁とも協力しながら、同志国とも議論を深めてまいりたいというふうに考えております。

また、先ほども答弁ございましたけれども、ガイドラインは国際スタンダードにのっとり策定したものであります。また、今後、国際スタンダードが様々な議論で発展をしていくこともあります。そうした発展などに応じてガイドラインも適切に見直していきたいというふうに考えているところであります。

○鬼木誠 ありがとうございます。御丁寧な御答弁いただきました。

お話の中、御答弁の中にもありましたけれども、やっぱり世界がどンドンどン動いていっている中で日本が遅れることがあってはならないというふうに思いますし、遅れているという認識を他国の皆さんに持たれること、見られることで日本の経済に影響が出てはならないというふうに思っています。情報の共有も含めまして、改めてしっかりした情報の入手、それから分析、それからそれに基づく取組ということについて世界に先駆けて取組が行われるような、そのような政策展開を切にお願いをしておきたいというふうに思います。ありがとうございました。

経産大臣にはこの後質問ございませんので、御退席をいただいて構いません。ありがとうございます。

○佐藤信秋委員長 経済産業大臣、御退出されて結構です。

○鬼木誠 引き続き、医療現場における課題について厚生労働大臣にお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

地域医療体制の安定的な確保については、コロナウイルス感染症の蔓延という事態を受けて、これまで以上にその重要性、必要性ということが認識をされた、課題認識をされた、そのような認識の中で、政府としても様々な援助、支援が行われてきたものと理解をしているところでございます。ただ、医療現場の職員の皆さんと直接意見交換すると、経営の安定化あるいは人材の確保、育成、定着の観点から、まだまだ国としての支援が必要だというようなことを痛切に感じます。

最も御意見としてお伺いしたのは、物価高騰対策なんです。私は、公立病院の皆さんと意見交換をさせていただきましたけれども、物価高騰が経営への影響極めて大きい中で、それでもやっぱり医療機関においては、例えば食材であるとか医療資材であるとか、そこら辺の質を落とすことはできないと、そういう環

境の中で、長期にわたり物価高騰が継続をしている。もはや一つの医療機関、自分たちの病院だけでは対応が難しい、もうこれ以上無理ですというようなお話をお伺いをしました。

物価高騰については、この間、地方創生臨時交付金について医療機関も対象とされているということで、交付金の対応を行っているところもあるんですけども、ただ、これ自治体ごとばらばらなんですね。自治体ごとでばらばらで、ぶっちゃけて言うと、やっているところとやっていないところ、いわゆる交付金の対象として支援しているところと支援行き届いていないところがある。

支援の公平さを担保していく、あるいはどの病院でもやっぱり物価高騰についてしっかりした対応がなされているというような状況をつくるためには、この交付金、地方創生臨時交付金だけではなくて、新たな財政支援の枠組み、仕組みというものが需要ではないかというふうにも思うわけですけども、その点、御見解をお伺いしたいと思います。

○加藤勝信 厚生労働大臣 まずは、今お話があった電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金、これ、各自治体において昨年来積極的な活用を図っていただいて、多くの自治体で医療機関等における光熱費の増加に対応した給付など実施をしていただいているところではありますが、ただ、今委員もお話のように、各都道府県でかなりばらつきがあるのも事実であります。

また、この三月二十八日に増額がなされたことを踏まえて、翌日に自治体に対し事務連絡を発出し、物価高騰における医療機関等の負担の軽減に向けた交付金を更に積極的に活用していただくよう依頼をし、実際こういう事例がありますよといったこともお示しをさせていただきました。ただ、これ、基本的にこの交付金の性格からいって、それぞれの地方の裁量に委ねられているという下ではあります。

さらに、こうした交付金を活用していただいて、地域の実情に応じたきめ細かい支援が行き渡るよう積極的な活用を促していきたいと思っておりますし、根本的な意味におけるその物価や賃金、あるいは様々な医療に係る費用の増加、こういったものは、最終的には診療報酬改定の中で議論していくべきものだと思っております。

令和六年度の診療報酬改定が年末に向けてこれから議論させていただくわけでありますので、それに向けて物価の動向、医療機関の収支の状況、こういったものをしっかり注視していきたいと考えています。

○鬼木誠 ありがとうございました。

最後にお答えいただいた診療報酬体系の中でというようなことについて、少しその点にも触れながら、医療現場の処遇改善について触れさせていただきたいというふうにも思っています。

看護職員の処遇改善につきましては、二〇二一年の十一月の閣議決定に基づいて、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続をされる取組を行うことを前提に、収入を-%引き上げるための措置として、二二年二月から九月までは賃上げ分の補助金事業として、そして十月以降は、まさに診療報酬において看護職員処遇改善評価料というものが新設をされるということになりました。人材確保、定着という観点から、僕は意義のある措置だったというふうに思っています。

ただ、これも現場の皆さんとお話をすると、必ずしも十分じゃないよねという声が聞こえてくるんです。要件として、この評価料の対象となる施設基準については、救急搬送件数が年間で二百件以上、そして救命救急センター、高度救命救急センター又は小児救命救急センターを設置をしている保険医療機関であることというふうにされている。したがって、例えば精神科の医療機関、そしてがんセンター、慢性期医療機関の半数程度は対象とならないというような調査結果がある。加えて、小規模のところ、診療所あるいは訪問看護等も対象にはならない。

職種についても、医師、歯科医師、薬剤師、それから事務の方、給食等の調理をされる方などなどが対象から外れている。また、処遇改善の対象となる職種であっても、該当区分を算出をする際の計算式においては除外されている職種も多い。つまり、それらの職種の皆さんの処遇改善の財源確保ということについてもやっぱり課題だというふうに現場の皆さんはおっしゃっている。

僕は、人材の確保、育成、定着を図ることが安定的な医療提供体制の確立に不可欠ということであるならば、申し上げましたように、対象から外れる職種があるべきではないというふうに思いますし、そもそも全ての医療機関がその対象となるべきではないか、全ての病院で働く全ての職種において実現されなければならないのではないかというふうに思っているんです。

その上で、特にお尋ねをしたいのは、薬剤師さんです。薬剤師さんの確保、病院薬剤師さんの確保については、第八次医療計画においても、病院薬剤師の不足は喫緊の課題というふうにされている。この診療報酬評定の中で外されたということについては、制度の検討時からいろいろな議論があったというふうには聞いているところでございますけども、やっぱりこの点について何らかの措置が必要ではないかというふうに思っています。

医療提供体制、地域における医療提供体制の恒常的な、あるいは恒久的な処遇改善に下支えされた、そのような医療機関を是非追求をしていただきたいというふうに思っているところでございますけども、現行の制度の更なる拡充について、検討の必要性についてお考え等あればお尋ねをしたいというふうに思います。

また、薬剤師の関係について、追加的な措置の必要性等々ですね、お感じになっているかどうか。もし、いや、当面薬剤師は必要ないというふうにも思っているらっしゃるとしたら、その理由も含めて御回答いただければというふうに思います。

○加藤勝信 厚生労働大臣 まず、今お話がありました看護職員処遇改善評価料については、令和三年に閣議決定された経済対策、また公的価格評価検討委員会の中間整理に基づいて、昨年十月からは介護職員等の給与を恒久的に三%引き上げるという診療報酬上の評価を行っているところでございます。

ただ、このときに、看護職員の賃金水準が全産業平均と比べて高い状況の中で、コロナ医療など地域において一定の役割を担っていると評価できる医療機関の看護職員の方を対象とし、そして、その評価料については、看護職員のほか、各医療機関の判断で、看護補助者、理学療養士、作業療養士等のコメディカルの処遇改善にも充てることを可能としたところでございます。

一方で、今、薬剤師のお話がありました。

薬剤師の仕事を、地域や業態でいろいろ偏在がありますが、病院薬剤師の確保も大変大事なことで認識をしております。厚労省においては、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域包括ケアの拠点となる医療機関等における薬剤師の確保支援、例えば都道府県が指定する病院への薬剤師派遣を行うための経費の支援などを行っているところでございます。

薬剤師についてもこの看護職員処遇改善評価料の対象外となっておりますが、これは、やはり看護職員よりも賃金水準が平均的には高いといったこと、そうしたことから対象外とさせていただいたところでございます。

今回の評価料の在り方については、今後、職員の給与にどのように反映されているかについて検証していくこととされておりますが、先ほど申しあげました令和六年度の診療報酬改定がございまして、そうした中で、そうした検証結果、また現場で働く方々の処遇改善、あるいは薬剤師の確保における課題、こういったことについても検討しながら改定の議論を深めていきたいというふうに考えております。

○鬼木誠 ありがとうございます。

是非、十分な、そしてしっかりした検証を行っていただき、申しあげましたように、恒久的な処遇改善につなげていただきたい。そして、先ほどもお話をさせていただきましたが、病院薬剤師の不足が喫緊の課題、いわゆる確保が喫緊の課題というふうに医療計画でも触れられているところでございますので、この点につきましても是非併せての御検討をいただきたいというふうに思います。

最後の質問に恐らく時間的になると思います。

処遇改善という観点から、コロナ関連の補助金でございまして病床確保料につ

いてお尋ねをしたいというふうに思います。病床確保料の、今日お尋ねをしているのは、その使われ方なんです。

確保料については、処遇改善に使うことが要件とされているというふうに理解をしています。防疫等作業手当の支給、あるいは一部の医療機関では一時金として支給をされているという例はあるものの、多くの医療機関においてはなかなか処遇改善には使われていないんじゃないか。その多くは経営の赤字補填に使われたんじゃないか。まあ現場職員の方はそう感じていらっしゃるんですね、実感がなくて、実態として処遇改善に使われたという実感が湧いていないと。

この病床確保料の関係について、実態を、どういうふうに使われたかということも含めて、どう実態を把握をしていらっしゃるのか。病床確保料の総額、そのうち処遇改善にはどのような方法で幾ら使われたのか、把握をしていらっしゃれば教えていただきたいというふうに思います。

○榎本健太郎 厚生労働省医政局長 お答え申し上げます。

今委員御指摘ございました病床確保料でございますが、令和四年の一月から、その一部を用いて新型コロナ患者等の対応を行う医療従事者の処遇改善を行うということを補助要件としてきたところでございます。

お尋ねの支給総額につきましては、令和二年度で約一・一兆円、それから令和三年度で約一・九兆円となっているところでございます。

そのうち、どのように処遇改善に活用されたかということでございますが、都道府県に対して、私どもの方から、各医療機関から都道府県に病床確保料の交付申請をしていただくとき、また実績評価をいただく、実績報告をいただくときに医療従事者の処遇改善の計画及び実績を把握するよう依頼をしているところでございます。

この報告でございますが、活用額の総額を報告していない医療機関もございますことから、具体的な活用額の総額自体をお答えすることはなかなか難しいところでございますけれども、幾つかその事例を見てまいりますと、基本給のベースアップのほか、一時金や特別手当の支給にも活用されているところがあるというふうに承知しているところでございます。

私どもとしても、引き続き、都道府県におきまして実態の把握に努めていただくとともに、厚労省といたしましても、活用額の総額の報告が行われますように都道府県にも促してまいりまして、引き続き、医療従事者に対する処遇改善が行われますよう、適切な執行に努めていきたいと考えているところでございます。

○鬼木誠 ありがとうございます。

なかなか現状の正確な把握ができず、それから検証、分析ができていないということも含めて分かりましたが、ありましたように、これ、処遇改善しっかり進めていくための一つの考え方が提起されている。それが実態としてしっかり

病院職場の職員の皆さんが、ああ、処遇改善に使われているということ、あるいはこの病院で長く働き続けるという意味であるとかやりがいであるとかいうところにつながってっていないとしたら、それはやっぱり目的の半分も達成できていないということにつながるのではないかというふうに思いますし、政府としても、この考え方を提起をしたことが具体的な病院での実績につながっていないということについては、やはりしっかり検証を行っていただきたいというふうに思っています。

改めまして、病院職場における処遇改善、職員の皆さんが長く働き続けることがやっぱり地域における安定した医療提供体制の確保につながっていくということ、そのことについて今後とも政府としてしっかり御対応いただきますことを切にお願い申し上げます、時間参りました、私からの質問とさせていただきます。

ありがとうございました。